

じんけん通信

2024年前期版(8月発行)

徳島中央高校通信制課程人権教育・特別支援教育課

暑い毎日ですが、いかがお過ごしでしょうか？

今回は「多様な性のありかた」と人権について考えてみましょう。

「多様な性のありかた」の「当事者」とは

近年、「多様な性のありかた」について取り上げられることが増えました。その話題の中で、「当事者」といえば「セクシュアルマイノリティ」や「LGBTQ+」とされる人々を想像することが多いのですが、本当にそうなのでしょうか。

多くの方は生まれた時に外形的な特徴で割り振られた性別に違和感をもたずに過ごしているかもしれませんが、しかし、実際は、みんな多少なりとも異性的な部分をもっており、必ずしも異性、あるいは誰かを好きになるとは限りません。みんな少しずつ違う、それぞれの「性のかたち」を持っているのです。つまり、「多様な性のありかた」に関しては、「誰もが当事者」なのです。

悩みやしんどさの原因

とはいえ、性のありかたについて悩みやしんどさを抱え(させられ)ている人と「出会う」ことはあまりありません。では、なぜ「出会わない」のでしょうか。

社会には無知による根強い偏見や誤解、さまざまな制度上の制約など、不利益なことが多くあります。そのため自分の性自認や性指向を表に出せない(出しにくい)状況は解消さ

れていません。そのような中で、相談相手や手本になる人がなかなか見つからず、自己嫌悪を覚えたり、孤立してしまったりする人も少なくありません。また、自分の性別への違和感により、トイレや更衣など日常生活のさまざまな場面で苦痛を覚えているトランスジェンダーの人々や、カミングアウトした相手にアウティング（本人の了解なく性指向や性自認について他人に話すこと）され、それを苦に自ら命を絶った人もいます。

多様性が尊重される社会を

海外では、同性愛が合法化されている国もあれば、厳しく制限・弾圧されている国もあります。一方日本では、地方公共団体レベルでは同性パートナーシップ制度が拡充され、徳島県でも現在9市町が導入しています。さらに、2023年3月には県議会で制度の導入を県に求める請願が全会一致で採択され、2024年4月1日に「徳島県パートナーシップ宣誓制度」が導入されました。また、理解促進のためのパレードやシンポジウムが県内で開催されています。

もしかしたら、カミングアウトするかどうか迷っている人もいるかもしれませんが、するのもしないのも大切なあなたの権利です。では、身近な人があなたにカミングアウトしてくれた場合はどうでしょうか。驚くかもしれませんが、その人のあなたを信頼する気持ちに応えるため、まずはすべてを受け止めてください。誰かに相談したくなくても、絶対にアウティングはしないでください。一人一人にできることは小さくても、誰かに相談してみたくなくても、絶対にアウティングはしないでください。一人一人にできることは小さくても、多様性が尊重される社会づくりに向けて一緒に考えていきましょう。